

親の「もしも」に備える

メリット多い家族信託

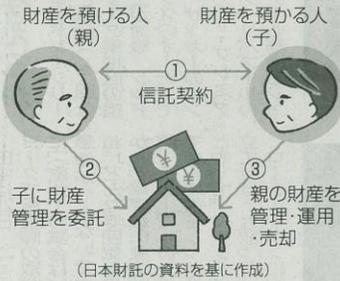
自分や親が認知症になったときの介護や資産管理は誰もが気掛かりな問題。近年、選別肢の一つとして注目されているのが家族信託という制度だ。資産を取り崩して介護費用に充てやすさといった柔軟性などについて、専門家に話を聞いた。

不動産の投資・管理などを行う「日本財託（東京都新宿区）の横手彰太シニアマネジャーによると、制度のベースとなる信託法は2006年に大きく改正。近年、活用が広まり



横手彰太・日本財託シニアマネジャー

家族信託のしくみ



つつあるという。この制度は、資産を持つ親や本人が認知症などで社会的に必要な判断ができなくなった場合、子どもや家族に資産の管理・運用を任

せるもの。子どもらは受託者として、委託者であり受益者の親の不動産売却や預貯金の活用もできるので、生活への負担が軽くなる。例えば、介護費用や老人ホームの入居費の捻出を目的に、親の住む家などを売却できる。親の銀行預金を信託すれば、そこから医療費や生活費を支払える。横手シニアマネジャーによると、既に利用されている成年後見制度は資産を保護する意味合いが強い。後見人は家庭裁判所の監督を受け、資産の保全に努める義務がある。

親族以外が後見人に行った場合、資産を減らさないよう、不動産の売却や預貯金の取り崩しを認めないケースがある。親族が後見人でも、裁判所の指摘や手続きが面倒で処分しにくい場合があるという。

また、外部の後見人なら必要になる月2万円〜6万円程度の報酬も家族信託では原則必要ない。横手マネジャーは「信頼できる親子や家族の間に結ぶ契約。子どものお年玉を管理

する親という関係が逆転したようなもの」と例えた。

信託契約を結ぶ方法の一つは、家族間で取り決めた内容を公正証書にするというもの。委託者の親と受託者の子らが、資産の管理・活用などの内容を専門の弁護士や司法書士と共に話し合い、公証役場で文書にする。

ただ、「後見制度と違って家庭裁判所のチェックなどが無い。家族としての信頼がなければ悪用が起きる怖さもある」とデメリットも指摘する。実際に信託契約を結ぶに当たって家族関係がネックになることがあるという。

こうしたリスクを減らすには、家族会議などでしっかりと話し合うこと。話し合いだけで4年かかった事例もあるという。横手マネジャーは「家族関係の状況が大きく影響するし、時間もかかる。認知症対策、資産管理の手段として考えるなら、早いうちに取り掛かるほうが良い」と助言する。